

令和3年4月20日

令和3年第2回神奈川県議会臨時会

総務政策常任委員会資料

(令和3年4月20日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
神奈川県県税条例の一部を改正する条例（専決処分）の概要……………	1

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

神奈川県県税条例の一部を改正する条例（専決処分）の概要

1 改正の趣旨

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和3年3月31日公布、一部の規定を除き同年4月1日施行）の施行に伴い、自動車税の種別割の税率の特例に関する規定等の改正について、急施を要し専決処分したので、承認を求めるものである。

2 改正の内容

(1) 不動産取得税の税率の特例の延長

不動産取得税（住宅又は土地）の税率の特例措置（4%の本則税率に対し3%の軽減税率を適用）の適用期限が3年延長されたことに伴い、条例に規定する特例措置の適用期限を延長した。（附則第27項関係）

(2) 自動車税の種別割に係るグリーン化特例の適用期限の延長等

燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減する措置（グリーン化特例の軽減）の対象について、自家用乗用車においては、クリーンディーゼル車を除外し、営業用乗用車等においては、電気自動車等や新たな燃費基準の一定割合を達成した自動車に限定した上で、適用期限を2年延長するなど、所要の改正を行った。（附則第31項、第33項～第38項関係）

3 施行期日

令和3年4月1日

4 専決処分年月日

令和3年3月31日